

不法投棄 対策マニュアル

不法投棄されない環境を作りましょう

管理が行き届いていないところや物が散らかっているところに不法投棄される傾向があります。(駐車場、空き地、資材置き場など)

まずは、自分の土地を清潔にして、しっかり管理しましょう。(周囲にロープを張ったり、フェンスや看板を設置するなど、管理していることをアピールする)



自分の土地に不法投棄されてしまった場合



不法投棄は犯罪です。
投棄者が判明した場合、投棄物の処理は投棄者が行わなければなりませんので、下記までご連絡ください。

また、不法投棄をしているところを発見した場合もご連絡ください。

- 市廃棄物対策課 ☎22-8185
- 敦賀警察署 ☎25-0110
- 二州健康福祉センター ☎22-3747

投棄者が分からなかった場合

調査しても投棄者が分からなかった場合、投棄物は、土地の所有者か管理者が処理することになります。

例えばテレビや冷蔵庫などは、リサイクル料金を払って適正処理をしなければなりません。



注意！

- ごみであっても、市では私有地の不法投棄物の撤去はできません。
- 不法投棄されたものを他の場所に移動させる行為も不法投棄となりますので、絶対にやめてください。
- ゴミステーションには粗大ごみを出すことはできません。(各ご家庭に配布のごみ収集カレンダーを確認して、ごみ出しルールを守ってください。)

問合せ 廃棄物対策課 ☎22-8185

不法投棄は

しない！

させない！

ゆるさない！

～美しいまち『敦賀』を守ろう～

毎年この時期は、引っ越しで処分に困った家電製品や粗大ごみなどの不法投棄が増加します。

市では監視カメラの設置やパトロールを実施していますが、不法投棄を防ぐには皆様のご協力が必要です。

まずは、自分の土地を守ることからはじめましょう。

地域ぐるみで不法投棄を排除しよう！

皆さんの監視の目が、不法投棄を防ぐ一番の力となります。また、ごみ出しのルールを守ってゴミステーションを清潔に保ち、不法投棄されにくい環境をつくるなど、地域ぐるみで不法投棄を排除しましょう。

